



国際医療リスクマネジメント学会 (IARMM)

(〒) 113-0033 東京都文京区本郷 4-7-12-102
(和文電子メール) head.office01@iarmm.org
(Tel/Fax) 03-3817-6770

本会の知的財産保護とその特例について

国際医療リスクマネジメント学会
国際理事会・国際評議員会・著作権委員会

国際医療リスクマネジメント学会では会員活動保護として以下の措置を設置しています。

1) 著作権委員会

日本国法規により、本会が発行する下記の著作物に対して、次の著作権は本会に帰属する。

(対象となる著作物) 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物であって、有体物か無体物かを問わず、著作者が、自らまたは本学会からの要請に応じて投稿する以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 会員向けか一般向けかを問わず、本学会が作成、発行もしくは編集する書籍（単行本、参考書、教科書等）、小冊子、論文集、機関誌（和文論文誌、英文論文誌）等の出版物もしくは頒布物、または本学会のウェブサイト（以下、これらを総称して「出版物等」という。）に掲載される研究論文、解説記事、コメント記事及びこれらの抄録等
- ② 本学会が主催または共催する国際会議、国内大会、セミナー、シンポジウム、パネルディスカッション等（以下、「大会等」という。）において使用するプログラム、予稿、プロシーディングス原稿、発表原稿、レジュメその他の資料
- ③ 前記①または②に関するロゴタイプ、音声、画像、映像、データベース等
- ④ その他、前記①ないし③に類するものであって本学会が指定するもの

(著作権の範囲) 論文等の著作財産権をいい、著作権法第 21 条（複製権）、同第 22 条（上演権及び演奏権）、同第 22 条の 2（上映権）、同第 23 条（公衆送信権等）、同第 24 条（口述権）、同第 25 条（展示権）、同第 26 条（頒布権）、同第 26 条の 2（譲渡権）、同第 26 条の 3（貸与権）、同第 27 条（翻訳権、翻案権等）、及び同第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める全ての権利をいう。

著者は自著書部分のみに関する著作権を自由に行使できる。

その他の場合の使用では、事前に本会に文書にて問い合わせ、公式承諾書を入手する必要がある。

以上の、詳細規定は別途定める所とする。

2) 関連する法学部教授陣、顧問弁護士団

本会が開催する社会人教育プログラムの知的財産権に関する特例

国際医療リスクマネジメント学会が 2005 年から国内外で開催しているセミナー・研修会などの社会人教育プログラムにおいて、そこで使用するすべての教材(印刷物、映像、音声など)、プログラム構成ならびに本会に固有な名称には著作権・翻訳権・複写権・肖像権が発生しています。

なお、下記プログラムにおいて*)を付した教育プログラムにあっては、参加費を徴収しない院内教育会の場合に限って、そのプログラム印刷物の使用を無届で許可しています。

*)医療安全教育セミナー(夏季・冬季)

*)医療安全基礎講座

*)歯科医療安全教育セミナー

*)医薬品安全管理研修会

*)医薬品安全管理教育セミナー

*)医療機器安全管理研修会

医療安全のための臨床コーチング実習

医療安全のためのコミュニケーション実習